

(仮称) あやの台北部用地環境影響評価事後調査（その４）委託業務

公募型プロポーザル募集要領

令和 7 年 10 月

橋 本 市

1. 業務の目的

本業務は、「和歌山県環境影響評価条例」に基づき、事業（工業団地造成事業）の実施が周辺環境に及ぼす影響の程度について、事前に調査し、予測・評価を行うことにより、環境の保全について適正な配慮を行うことを目的として実施した環境影響評価の結果をとりまとめた「(仮称) あやの台北部用地整備事業 環境影響評価書」に定められた事後調査を実施するものである。また、環境保全措置及び事後調査の状況を報告書にとりまとめ、関係官庁に提出するとともに、評価書公告・縦覧以降の環境影響評価に関する手続きについて、適切に実施することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務年度・番号

令和 7 年度 第 5 号

(2) 業務名称

(仮称) あやの台北部用地環境影響評価事後調査（その 4）委託業務

(3) 業務内容

(仮称) あやの台北部用地環境影響評価事後調査（その 4）委託業務要求水準書のとおり

(4) 業務期間

契約締結の翌日から令和 12 年 3 月 20 日まで

(5) 見積限度額

4 9, 7 7 5, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 業務担当部局

橋本市 経済推進部 企業誘致室

〒6 4 8 - 8 5 8 5 和歌山県橋本市東家一丁目 1 番 1 号

T E L 0 7 3 6 - 3 3 - 1 2 1 1

F A X 0 7 3 6 - 3 3 - 2 6 7 4

メールアドレス shoko@city.hashimoto.lg.jp

3. 参加資格要件

応募者は、本業務を行う能力を有する単独企業とし、次の(1)から(9)のいずれの条件も満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 橋本市建設工事及び委託業務請負業者選定規程（平成 1 8 年橋本市訓令第 4 4 号）に規定する令和 6 ・ 7 年度入札参加有資格業者登録名簿に登録されていること。
- (3) 橋本市建設工事等契約に係る入札参加資格停止基準（平成 1 8 年橋本市告示第 2 7 1 号。以下「入札参加資格停止基準」という。）に基づく入札参加資格停止期間中でないこと。
- (4) 橋本市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成 1 8 年橋本市告示第 1 6 9 号）に基づく入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (6) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録において建設環境部門の登録がなされていること。
- (7) プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメント認証を得ていること。
- (8) 下記に示される同種業務について、平成27年度以降公告日までに元請けとして完了した業務において1件以上の実績を有する者であること。

・同種業務：国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（※別紙参照）の発注した「環境影響評価法又は環境影響評価条例に基づく事後調査業務」もしくは「環境影響評価法又は環境影響評価条例に基づく環境影響評価業務」

- (9) 配置予定技術者は、次の要件を全て満たす者を適正に配置すること。配置する予定技術者はそれぞれの職務を兼務することが出来ない。なお、配置予定技術者は公告日を基準日として受注者と3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

① 管理技術者・照査技術者及び主担当技術者

下記1)、2)に示す条件を満たす者であること。

- 1) 技術士「建設部門：建設環境」及び次のいずれかの資格を有するものとし、管理・照査・担当技術者で全ての資格を保有すること。

- ・環境計量士（騒音・振動）
- ・一級ビオトープ計画管理士又は一級ビオトープ施工管理士
- ・自然再生士

- 2) 3. (8) に示す同種業務に従事した実績を有する者。ただし、再委託による業務は除く。

4. 選定スケジュール等

(1) スケジュール

①	公告	令和7年10月29日（水）
②	募集要領の公表期間	令和7年10月29日（水）から 令和7年12月 9日（火）まで
③	参加表明に係る質問の提出期間	令和7年10月29日（水）から 令和7年11月12日（水）まで
④	参加表明書の提出期間	令和7年10月29日（水）から 令和7年11月19日（水）まで
⑤	提案書等の提出要請	令和7年11月27日（木）
⑥	技術提案書に係る質問の提出期間	令和7年10月29日（水）から 令和7年12月 3日（水）まで
⑦	技術提案書の提出期間	提案書等の提出要請書受理日から 令和7年12月 9日（火）まで
⑧	ヒアリング	令和7年12月16日（火）
⑨	選定結果の通知	令和7年12月23日（火）
⑩	契約締結	令和8年 1月中旬

※③、④、⑥、⑦については、橋本市の休日を定める条例（平成18年橋本市条例第2号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。

※日程は変更することがある。

(2) 募集要領の配布

募集要領については、橋本市ホームページで公開するので原則、以下に示す期間にダウンロードすること。

配布期間：令和 7 年 1 0 月 2 9 日（水）から令和 7 年 1 2 月 9 日（火）まで

(3) 募集要領の内容についての質問受付及び回答

① 質問は、質問書（様式 7）により行うものとする。

1) 受付期間

・参加表明に係る質問

令和 7 年 1 0 月 2 9 日（水）午前 9 時 から

令和 7 年 1 1 月 1 2 日（水）午後 5 時 まで（休日を除く）

・技術提案書に係る質問

令和 7 年 1 0 月 2 9 日（水）午前 9 時 から

令和 7 年 1 2 月 3 日（水）午後 5 時 まで（休日を除く）

2) 提出方法

・提出方法：電子メール（受信確認のため、電話にて提出した旨を連絡すること）

・提出先：2.（6）業務の担当部局に同じ

② 質問書には担当窓口の部署、氏名、電話及び F A X 番号を併記するものとする。

③ 質問に対する回答は原則として、質問を受理した日から 7 日間（休日を含まない。）以内に橋本市ホームページに掲載する。

5. 参加表明書の提出

(1) 提出書類

① 参加表明書（様式 1）

② 参加条件確認書（様式 2）

③ 会社概要（様式 3）

④ 会社業務実績（様式 4）

1) 同種業務の実績：3.（8）に示す実績を最大 2 0 件記載するものとする。

2) 本市の実績：平成 2 7 年度以降公告日までに元請けとして完了した橋本市での業務実績を最大 2 0 件記載するものとする。

⑤ 業務実施体制及び技術者経歴・実績等（様式 5-1、様式 5-2）

1) 同種業務の実績：3.（8）に示す実績を 1 件記載するものとする。

2) 本市の実績：平成 2 7 年度以降公告日までに元請けとして完了した橋本市での業務実績を 1 件記載するものとする。

・作成する文字サイズは 1 0. 5 ポイント以上とすること。

・同種業務の実績として記載した業務については、実績が確認できる書類（配置予定技術者の実績については、当該業務における役割を確認できる書類も併せて）を添付し、実績が確認できる箇所に赤線や赤枠囲み等を記すこと（実績として記載した業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム（テクリス）」に登録されている場合は、登録内容確認書を添付すること。なお、登録されている内容では同種業務であることが判断できない場合や、テクリス登録がされていない場合は、契約書の写しや仕様書等の同種業務であることを示す書類

を添付すること)。提出された書類で同種業務の実績が確認できない場合は、選定しないものとする。

- ・地域精通度の実績として記載した業務についても、上記と同様に、実績が確認できる書類を添付し、実績が確認できる箇所に赤線や赤枠囲み等を記すこと。提出された書類で地域精通度の実績が確認できない場合は、加点しないものとする。
- ・配置予定技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。
- ・提出部数は正本1部とし、簡易製本すること。

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和7年11月19日（水）午後5時

提出場所：2.（6）業務の担当部局に同じ

提出方法：持参又は郵送

- ・郵送の場合は、提出期限日の午後5時必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものとする。
- ・持参の場合は、橋本市の休日を定める条例（平成18年橋本市条例第2号）による市の休日を除く午前9時から午後5時までとすること。

6. 技術提案書の提出者の選定方法及び結果の通知

(1) 評価項目

- ① 参加表明者（企業）の経験及び能力
- ② 配置予定技術者の経験及び能力

(2) 選定方法

別添「評価基準」により評価を行い、評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として3者程度選定する。ただし、同評価者の提出者が3者を越えて存在する場合はこの限りでない。

(3) 選定結果の通知

技術提案書の提出者として選定したものには、郵便により通知する。また、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を同じく郵送により通知する。

なお、結果に対する問い合わせ、異議申立ては受け付けない。

7. 技術提案書の提出

(1) 提出書類

① 技術提案書（様式6）

- ・作成する文字サイズは10.5ポイント以上とすること。なお、技術提案書はカラーで作成してよいものとする。
- ・表紙及び目次は後述の指定枚数には含まない。
- ・提出部数は正本1部、副本7部とする。

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和7年12月9日（火）午後5時

提出場所：2.（6）業務の担当部局に同じ

提出方法：持参又は郵送

- ① 郵送の場合は、提出期限日の午後5時必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるも

のとすること。

- ② 持参の場合は、橋本市の休日を定める条例（平成 18 年橋本市条例第 2 号）による市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時までとすること。

(3) 参考資料

業務に関する参考資料として、橋本市企業誘致室のホームページにて、環境影響評価書・事後調査計画・事後調査報告書等の資料を公表している。

ホームページアドレス：

<https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/keizaisuisinbu/kigyoyuchi/index.html>

(4) 留意事項

① 技術提案書の無効

プロポーザルは、業務の具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本募集要領において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

② 業務実施方針及び業務フロー等

本業務に関する実施方針・実施体制・業務フロー・工程計画について、A 4 判 4 枚以内で簡潔に記載すること。なお、協力会社を利用する場合には、その協力会社の会社概要を記載すること。

③ 評価テーマ

下記の評価テーマに A 4 判 10 枚以内で簡潔に記載すること。

評価テーマ：本業務を実施する上での留意事項

- (①昆虫類調査（移殖を含む）、②その他調査（道路交通騒音等、工場騒音、景観）、
③その他提案事項)

④ 見積額

本業務に係る見積書を提出すること（様式は自由）。見積書の項目は、技術提案書の内容に沿った内容とすること。5 ヶ年にわたる本業務に係る全体の見積りを提出することとし、令和 7 年度から令和 11 年度に分類した見積りとその内訳を提出すること。その他協力先に依頼する業務についても提案者の費用及び責任で行うこと。なお、見積額は、消費税及び地方消費税を除く額とする。

8. ヒアリング

以下のとおりヒアリングを行う。

(1) 実施場所：橋本市役所

(2) 実施日：令和 7 年 12 月 16 日（火）

(3) 開始時間：後日連絡する。

(4) 出席者：配置予定管理技術者、配置予定主担当技術者を含む最大 5 名まで

(5) その他

- ・ヒアリングでは、技術提案書に記載された事項について説明と質疑応答を行うものとし、追加資料を用いた説明や提示は認めない
- ・ヒアリングの時間は、40 分以内（説明 20 分、質疑応答 20 分）とする

- ・ヒアリングに欠席した場合は失格とする。ただし、交通機関等の事故等、やむを得ない理由が生じた場合は、速やかに電話連絡し、その指示に従うこと。

9. 技術提案書の特定方法及び結果の通知

(1) 評価項目

- ① 参加表明者（企業）の経験及び能力
- ② 配置予定技術者の経験及び能力
- ③ 業務の実施方針、実施体制、業務フロー、工程計画
- ④ 評価テーマに関する技術提案
- ⑤ 見積額

(2) 特定方法

（仮称）あやの台北部用地環境影響評価事後調査プロポーザル審査委員会において、別添「評価基準」により評価を行い、技術提案書を提出した者の中から、評価点の合計点が最上位であるものを1者特定する。

(3) 選定結果の通知

技術提案書を特定したものには、郵送により通知する。また、提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を同じく郵送により通知する。

なお、結果に対する問い合わせ、異議申立ては受け付けない。

10. その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) この手続きは、橋本市契約事務規則及びその他関係法令・例規等に準じ行う。
- (3) 参加表明書の提出から契約の締結日までの間に「3. 参加資格要件」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者とは、契約を締結しない。
- (4) 同種業務の実績については、日本国内における同種類似業務の実績をもって判断するものとする。
- (5) 提出期限までに参加表明書を提出しない者および技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (6) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加資格停止の措置を行うことがある。また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。
 - ・参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - ・参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
 - ・他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
 - ・白紙である場合
 - ・募集要領及び要求水準書に指示された項目を満たしていない場合
 - ・発注者名に誤りがある場合
 - ・発注案件名に誤りがある場合
 - ・提出業者名に誤りがある場合

- ・その他未提出又は不備がある場合

(8) 本業務の委託料の支払い条件

前払金：無

部分払：有（各年度支払限度額有り）

- (9) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された書類は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (10) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (11) 本業務について、「主たる部分」の再委託は認めない。本業務における「主たる部分」は和歌山県土木設計業務等共通仕様書第1128条第1項に示すとおりとする。
- (12) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。
- (13) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (14) プロポーザル参加申込後の辞退
プロポーザル参加申し込み後の辞退については下記の手続きを行うこととする。
受付期間： 令和7年11月20日（木）午前9時から12月 9日（火）午後5時まで
（休日を除く）
受付場所： 2.（6）業務の担当部局に同じ
受付方法： 辞退届（様式8）を持参により提出する。

※別紙

国若しくは地方公共団体に準ずるもの

○公共法人（法人税法第2条第5号により規定される公共法人（法人税法別表第一））
（法人税法別表第一）

沖縄振興開発金融公庫	土地開発公社	(株)日本政策金融公庫
土地改良区	港務局	土地改良区連合
自動車安全運転センター	土地区画整理組合	日本下水道事業団
国立大学法人	日本司法支援センター	社会保険診療報酬支払基金
日本中央競馬会	水害予防組合	日本放送協会
水害予防組合連合	大学共同利用機関法人	地方公営企業等金融機構
地方住宅供給公社	地方道路公社	地方独立行政法人

独立行政法人（その資本金の額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定したものに限る）

○その他の法人

東京湾横断道路建設事業者	関西国際空港株式会社
首都高速道路株式会社	中日本高速道路株式会社
成田国際空港株式会社	西日本高速道路株式会社
日本環境安全事業株式会社	阪神高速道路株式会社
東日本高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路株式会社